



年金

国民年金の免除制度が
変わります

「多段階の一部

納付(免除)制度」が

平成18年7月から

スタート

国民年金保険料(平成18年
月額13,860円)のお支払
いが経済的に困難な場合は、
「保険料の全額免除又は一部
納付制度」をご利用ください。

平成18年6月まで

○全額免除

○半額納付

平成18年7月から

○全額免除

○4分の1納付

○半額納付

○4分の3納付

☆ 平成18年度における1か
月の一部納付額は次のとお
りです。

	一部納付額	免除される額
4分の1納付	3,470円	10,390円
半額納付	6,930円	6,930円
4分の3納付	10,400円	3,460円

※ 全額免除・一部納付制度には、それぞれ
所得基準があります。

(ご注意ください)

一部納付制度は、一部納付
額をお支払いされなかった場
合、一部免除が無効となるた
め、将来の老齢基礎年金の額
には反映されません。

また、万が一のときの障害
基礎年金や遺族基礎年金を受
給できない場合があります。

問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課年金係

☎985-4106

介護保険

平成18年度介護保険料
納付期間のお知らせ

介護保険料を普通徴収(窓
口払い、口座振替)で納めて
いただく皆さんの納付期間は
次のとおりです。

期別	納期限
1期	7月31日(月)
2期	8月31日(木)
3期	10月2日(月)
4期	10月31日(火)
5期	11月30日(木)
6期	12月25日(月)
7期	平成19年1月31日(水)
8期	2月28日(水)
9期	4月2日(月)

平成18年10月から、支払方
法が特別徴収(年金天引)に
変わる方もおられます。

詳しくは、7月14日(金)以
降に各戸に送付します『平成
18年度介護保険料決定通知書
でご確認ください。』

* 口座振替日は、銀行、信
金、農協は27日、郵便局は25
日です。ただし、土日の場
合は、翌営業日となります。

福祉

視覚障害者福祉
地域講習会の開催

視覚障害者と視覚障害者福
祉関係者を対象に、自立の基
本となる補装具や日常生活に
必要な用具を、実際に体験す
る講習会を開催します。

日時

7月13日(木)

13時30分～16時

問い合わせ

役場介護保険課総務管理係

☎985-4115

場所

松前町総合福祉センター

集会所

講師

愛媛県視聴覚福祉センター

職員

【注意】

準備の必要がありますので、
参加希望の方は7月10日(月)
までにお申込みください。

申込み・問い合わせ

松前町社会福祉協議会

☎985-3200

役場福祉課

生活・障害福祉係

☎985-4112

認知症高齢者共同生活介護(グループホーム) 整備・運営事業者の選考結果について

認知症高齢者共同生活介護(グループホーム)整備・
運営事業者について募集していましたが、書類を厳正
に審査・検討した結果、次の事業者に決定しましたの
でお知らせします。

- 1 整備・運営事業者名 医療法人河辺整形外科
- 2 開設予定地 松前町西高柳267-1
- 3 現在の開設予定年月日 平成19年3月1日